上尾市分譲マンション耐震診断補助金交付要綱

平成３０年５月１０日市長決裁

（趣旨）

第１条　市は、分譲マンションの耐震化の促進を図るため、上尾市建築物耐震改修促進計画（改定版）（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第６条第１項の規定に基づき策定した上尾市の区域内の建築物の耐震改修の促進を図るための計画をいう。）において定めた建築物の耐震改修の促進を図るための施策の一環として、被災した場合特に周辺に与える影響が大きいとされる分譲マンションについて耐震診断を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和５４年上尾市規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「耐震診断」とは、既存建築物の地震に対する安全性に関し、耐震性の有無を確認することをいう。

２　この要綱において「分譲マンション」とは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第２条第１項第１号に規定するマンションをいう。

（補助金の交付の対象となる建築物）

第３条　補助金の交付の対象となる建築物は、市内に存する分譲マンションであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　昭和５６年５月３１日以前に着工された建築物であって、居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の３分の２以上であること。

(2)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令に違反していることが明らかな建築物でないこと。

(3)　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第２条第３号に規定する管理組合の集会において耐震診断の実施の決議がなされていること。

(4)　住戸の全戸数（居住の用に供する全ての戸数をいう。）の２分の１以上において区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）又は当該区分所有者の２親等以内の親族が居住していること。

（補助金の交付を受けることができる者）

第４条　この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、前条の規定に該当する建築物（以下「補助対象建築物」という。）の耐震診断（次条各号のいずれにも該当する耐震診断に限る。）を実施する当該補助対象建築物の区分所有者の団体又は管理者（建物の区分所有等に関する法律第３条に規定する区分所有者の団体又は管理者をいう。）及び団地建物所有者（同法第６５条に規定する団地建物所有者をいう。）の団体又は管理者（同条に規定する団地建物所有者の団体又は管理者をいう。）であって、国、地方公共団体その他公共団体又は独立行政法人若しくは本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人以外のものとする。

（補助金の交付の対象となる事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物について実施する耐震診断であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号国土交通事務次官通知）に基づく住宅・建築物耐震改修事業に該当するものとして、市が当該補助金の交付の決定を受けたものであること。

(2)　建築士事務所（建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の３第１項の規定による登録を受けた者が開設する建築士事務所に限る。）又は建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可を受けて同法第２条第２項に規定する建設業を営む者に限る。）に属する１級建築士（建築士法第２条第２項に規定する１級建築士をいう。）により行われるものであること。

(3)　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）に沿って行われるものであること。

(4)　補助対象建築物の耐震診断を行った後、市長が認める第三者機関により、当該耐震診断が適正に行われた旨の評価を受けたものであること。

（補助金の交付の対象となる経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

２　前項の補助対象経費は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第１章イ－１６－（１２）－①第１項第３号において定める費用を限度とする。

（補助金の額等）

第７条　補助金の額は、補助対象建築物１棟につき、補助対象経費の３分の２に相当する額（その額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は住戸の戸数に５万円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、１００万円を限度とする。

２　補助金の交付は、補助対象建築物１棟につき１回を限度とする。

（交付申請書の提出期限）

第８条　規則第５条第１項に規定する交付申請書の提出期限は、毎年度あらかじめ市長が定めるものとする。

（交付申請書の添付書類）

第９条　規則第５条第１項第５号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1)　付近見取図、現況配置図及び各階平面図

(2)　現況写真（建物外観を表示したものに限る。）

(3)　居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の３分の２以上であることが確認できる資料

(4)　第３条第３号に規定する補助対象建築物の耐震診断を実施することの決議がなされたことを証する書類

(5)　補助対象建築物の区分所有者の全員の住所を確認することができる書類（区分所有者が居住者の２親等以内の親族である場合にあっては、これを証する書面を含む。）

(6)　補助対象建築物の耐震診断に要する費用についての見積書の写し

(7)　前号に定めるもののほか、第５条第４号に規定する第三者機関による評価に要する費用（設計図書の復元を要する場合にあっては、その費用についての見積書の写し）

(8)　建築基準法第６条第１項の確認済証の写し若しくは同法第７条第５項の検査済証の写し又は建築物の適法性を証する書面（第１号様式）

(9)　第４条に規定する区分所有者の団体の代表者又は管理者であることを証する書類

２　規則第５条第２項の規定に基づき、同条第１項の交付申請書には、同項第１号から第４号までに掲げる書類の添付は、要しない。

（権利譲渡の禁止）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助事業の軽微な変更）

第１１条　規則第７条第１項第１号及び第１０条第１項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の額に変更が生じないものとする。

２　補助事業者は、補助対象事業の計画の軽微な変更をしようとするときは、遅滞なく上尾市分譲マンション耐震診断計画変更報告書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告の方法）

第１２条　規則第１１条に規定する報告は、書面でこれを行わなければならない。

（実績報告書の提出期限）

第１３条　規則第１３条第１項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の２月末日とする。

（実績報告書の添付書類）

第１４条　規則第１３条第１項第３号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1)　補助対象建築物の耐震診断の結果の概要及び結果に基づく耐震診断資格者（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第５条第１項第１号に規定する耐震診断資格者をいう。）の所見

(2)　付近見取図、各階平面図及び立面図

(3)　現地調査の状況を示す写真

(4)　第５条第４号に規定する第三者機関による評価が記載された書類

２　規則第１３条第２項の規定に基づき、同条第１項の実績報告書には、同項第１号に掲げる書類の添付は、要しない。

（交付請求書の提出期限）

第１５条　規則第１６条第２項の規定による補助金等交付請求書の提出は、規則第１４条の規定により補助金の額の確定の通知をした日から起算して３０日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の３月１０日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

（関係書類の保管）

第１６条　規則第２２条の規定により整備する書類及び帳簿は、補助対象事業の完了の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第１７条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成３０年度分の市予算に係る補助金から適用する。

第１号様式（第９条関係）

　年　月　日

建築物の適法性を証する書面

(宛先)

上尾市長

　　　　　　　　　　　　申請者（管理組合代表者）

　　　　　　　　　　　　マンション名（　　　　　　　　　　）

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

上尾市分譲マンション耐震診断補助金交付申請に係る申請建築物の適法性について

下記の建築物について現地調査等を行ったところ、建築基準法及び関係法令に明らかな違反が無いことを確認しました。なお、関係法令に抵触することが判明した場合は、直ちに是正します。

記

【建物概要】

　建物名称：

　所在地：

　用途：

　施行時期：

　延床面積：

　階数：

　構造：

　その他：

【建物調査者】

　資　　格：

　氏　　名：

　建築士事務所名：

　所在地：

第２号様式（第１１条関係）

|  |
| --- |
| 　　　　上尾市分譲マンション耐震診断計画変更報告書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日（宛先）上尾市長申請者（管理組合代表者）マンション名（　　　　　　　　）住所氏名　　　　 　　　 　㊞（自署する場合は、押印は不要）　　　　　　　　　　　　　　電話番号上尾市分譲マンション耐震診断補助金交付要綱第１１条第２項の規定により、次のとおり提出します。 |
| 交付決定通知年月日 | 　年 　月　 日 | 交付決定　通知番号 | 第　　　　号 |
| 補助年度 | 年度 | 補助金 の名称 |  |
| 計画の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 添付書類 |